

安全保障理事会決議 1799 (2008)

2008年2月15日、安全保障理事会第5836回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する従前の決議、とりわけ、決議 1771 (2007) および 1794 (2007)、ならびに議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国内におけるまた国内への武器の継続する違法な流入を非難し、決議により設定された武器禁輸およびその他の措置の履行を密接に監視し続けるその決意を宣言し、

コンゴ民主共和国の東部地域、とりわけ北および南キブ州ならびにイツリ地区において、その地域全体に不安定な情勢をもたらしている武装勢力および民兵の現地関与に関して、深い懸念をくり返し表明し、

コンゴ民主共和国における治安状況、とりわけ、武装集団の再統合および国家警察改革を含む治安部門改革、ならびに適切な場合にコンゴ人および外国武装集団の武装解除、動員解除、再帰還、再定住および社会復帰の進捗状況に照らし、決議 1771 に定める措置を適切な場合に調整するとの観点からこれらの措置を再検討する意図を想起し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを決定し、

国連憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1493 (2003) の第20項により課される武器に関する措置を、決議 1596 (2005) の第1項によって修正され拡大されるように2008年3月31日まで延長することを決定する。
2. 決議 1596 第6、7、および10項により課される輸送に関する措置を、上記第1項に特定される期間、延長することを決定する。
3. 決議 1596 第13および15項、決議 1649 (2005) 第2項および決議 1698 (2006) 第13項により課される金融上および渡航上の措置を、上記第1項に規定される期間延長す

ることを決定する。

4. 決議 1771 第 9 項に言及される専門家グループの職務権限を、上記第 1 項に規定される期間延長することを決定する。
5. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。